

上天草市環境審議会規則をここに公布する。

平成22年3月19日

上天草市長 川 端 祐 樹

上天草市規則第5号

上天草市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上天草市環境基本条例（平成21年上天草市条例第30号）第20条第4項の規定に基づき、上天草市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、環境衛生課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。